

令和6年7月、旧優生保護法を巡る訴訟で最高裁が旧法を違憲と判断。被害者へ補償金を支給する法律が施行され、都道府県で受け付けが始まりました。

かつては旧優生保護法の下で、優生上の見地から「不良な子孫の出生を防止する」という誤った目的の施策を推進し、障がい者に不妊・中絶手術を強いてきました。結果的に約2万5千人に及ぶ人たちが被害を受けました。

さらに「できる」「できない」で人間の価値を測る能力主義や成果主義などの価値観が広がり、障がい者への偏見や差別が根付いてきました。「できるから役に立つ」「できないから役に立たない」と一面的なものの見方で人を判断することは、社会に偏見や差別を植え付けることにつながります。一

人一人の違いは「ちがい」であり、「差」ではありません。「ちがい」に優劣をつけたり、上下をつけたりすることで差別は生まれます。

障がい者の問題は、個人の問題ではなく、むしろ障がいがある人を取り巻く周囲の問題であると考えられます。平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。法律を具体化するためには、互いにその人らしさを認め合うとは、どういうことなのかを考え直す必要があるのではないのでしょうか。

優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するといった誤った施策は、私たちに大きな教訓を残しました。このような過ちを二度と繰り返さな

いよう、一人一人が何をしなければなら
ないか、考えていく必要があります。人
には、存在を軽んじていい人などいませ
ん。

